

# 1890年代後半の清国造幣問題をめぐる「日英商業同盟」への試み

—1899年の香港上海銀行・横浜正金銀行による連名状を中心—

奚伶\*

An Approach to the 'Anglo-Japanese Commercial Alliance' over the Minting Problem of Qing China in late 1890s: Joint Memorial By The Hongkong and Shanghai Banking Corporation and Yokohama Specie Bank

XI Ling

## 要旨

本稿は、日清戦争以来の東アジア情勢において、「日英同盟」への道で、「日英商業同盟」への試みの一つとして、1899年に香港上海銀行・横浜正金銀行によって総理衙門への清国造幣問題に関する連名状を取り上げたものである。これを基礎史料に具体的な歴史過程の分析について行い、第一次日英同盟の結成における「経済的中国要素」の重要な事例として位置づけたい。結果的に、日英両国はともに清国の総理衙門から拒否の返答を受けることとなったが、中国における経済的権益の拡大を求める両国にとって、この一件が同盟締結に至る不可欠な要因と見なされていたと考えている。

なお、政府間交渉によって清国幣制問題に関与することとなったのは、当該期の日本にとって大きな意義を持った。まず国際政治においては、中国問題に絡むことで西洋列強とも肩を並べて行動できるようになったのである。そして経済的意義からすれば、この一件こそが横浜正金銀行を通じて行う国際金融環境の整備が、欧米諸国の注意を喚起するほどに進展している証拠となり得るものであった。それにもかかわらず、総理衙門の拒否は日本の金融機関にとって、さらなる中国進出という大切な機会を失い、日本の金融勢力の飛躍的な拡大を目指す上での大きな挫折となったといえる。

キーワード : 日清戦争後、清国幣制問題、造幣局、総理衙門、日英商業同盟、香港上海銀行、横浜正金銀行

Keywords : After First Sino-Japanese War, Currency Problems of Qing China, Mint Bureau, Tsungli Yamen, the Anglo-Japanese Commercial Alliance, The Hong Kong and Shanghai Banking Corporation, Yokohama Specie Bank

## 目次

1. はじめに
2. 日清戦争以降の東アジア情勢と日英の接近

- 2.1. ヨーロッパ列強の動向とイギリスの東アジア政策
  - 2.2. 日本の対応―「日英同盟論」の浮上―
  3. 清国における経済的権益をめぐる日英両国関係
    - 3.1. 「日英商業同盟論」へ―ベレスフォードの日清両国訪問を中心に―
    - 3.2. 日英両国の中国に対する共通の経済的関心―貨幣金融問題―
  4. 香港上海銀行・横浜正金銀行による造幣問題に関する連名状
    - 4.1. 経緯
    - 4.2. 清国総理各国事務衙門への造幣問題に関する覚書及びそれに対する返答
    - 4.3. その後
  5. おわりに
- 引用文献リスト

## 1. はじめに

日清戦争を契機に「第二の開港期」（注1）に入った中国において、列強は次第に軍事的勢力圏の拡大から、伊藤博文による「平和の戦争」[入江1966:34]へと切り替え、自国の勢力範囲での貿易・投資などの経済活動の展開に重点を置くようになっていった。さらに、米西戦争で「中国分割（瓜分）」に遅れて参入したアメリカは、世界に向かって「門戸開放」を提唱し、さらに一層このような傾向を助長する役割を果たすこととなったのである。そこで、列強は借款の貸付・鉄道投資などの手段によって、中国における経済的権益を獲得しようとした。

一方、1890年代列強の間で激しい火花を散らした対立・競争関係が遠く東アジアの中国にまで波及することとなった。日清戦争後には、アヘン戦争以来アジアにおいて独占的優位を保ってきたイギリスが漸次その地位を喪失し、多角的な多国間競争の局面が形成され始めるという新たな情勢の展開が見られた。こうして、牽制し合う諸国は、単独行動の限界性を意識し、利益が一致する協力者を求め始めた。そこで、経済的権益を第一義とするイギリスにとっても、また欧米諸国よりも経済的進出に遅れをとった日本にとっても、中国における経済上の協力は、双方が強固な地歩を築く上で重要な手段であったと考えられる。そうしたことの現実的な結果の一つは、日英両国が外交ルートを通じて清国幣制問題への強力な関与を試みたことである。

本稿では、外務省外交史料館が所蔵する史料をもとに、イギリス外務省の外交記録も参照しながら、1899年に清朝政府が新たな造幣局を設立するにあたり、香港上海銀行・横浜正金銀行が総理衙門への連名状を提出した一件を分析する。先行研究でまったく触れていなかったこの一件は、第一次日英同盟（注2）結成に至るまで、極めて重要な行動であるため、その内容を明らかにしていきたい。さらに、1890年代後半における日本にとって如何なる意義を持ったのかをも合わせて探ってみたい。

## 2. 日清戦争以降の東アジア情勢と日英の接近

### 2.1. ヨーロッパ列強の動向とイギリスの東アジア政策

1891年のシベリア鉄道建設によって、ロシアは極東への関心をさらに高め、東進政策を推進して急速に中国への勢力拡張を図ろうとした。まず、1895年5月にはフランス・ドイツと連携した「三国干渉」によって、日本の遼東半島領有を阻止し、日本の勢力拡大を食い止めた。続いて、同年7月にはフランスと手を組んで、4億フラン（およそ200万ポンド相当）の対清国借款を成立させた。さらに、翌年6月にはロシア滞在中の李鴻章との間で締結した露清密約によって、ロシアは満州における鉄道敷設権をはじめとする多大な利権を獲得し、同地を自らの勢力範囲に置くことを可能としたのである。ロシアのこうした中国に強固な地歩を確保しようとする迅速な諸々の行動が、東アジアにおいて絶対的優位を維持しようとするイギリスを追い詰めることとなった。

そこでイギリス（注3）が打った手は、日清戦争の賠償金支払いに悩んでいた清国に大量の借款を貸し付けることであった。1894年と1895年に、香港上海銀行を通じてそれぞれ300万ポンドの借款を貸与し、さらに1896年3月には露仏の借款をはるかに超える1600万ポンドという巨額の借款をドイツとともに貸し付けることに成功した。それは、中国における借款の独占権をはじめとする特殊な経済的権益を確保するためであった。こうしてイギリスは、金融的攻勢をかけて清国財政への強力な関与を試みた。1899年2月にイギリス駐清公使マクドナルド（Sir Claude MacDonald）は、イギリス外務次官を務めていたバーティー（Francis Bertie）に宛てた私信で、イギリスの最終的目標を個人的に打ち出し、すなわち、清国の財政システムをエジプトのように完全にコントロールすることを目指す、と表明している [Wilgus 1987: 199]。

しかしながら、その後イギリスのペースは完全に乱されてしまった。1897年11月、ドイツは、山東省で発生した「曹州教案」（別称「鉅野事件」）を口実に中国に出兵し、膠州湾を占領して、のちにこの地を租借地として長期領有することとなった。続いてロシアはドイツに対抗するとして、即刻、遼東半島の旅順・大連を占領して、ドイツと同じく、長期にわたって、ここを支配領域とする構えを見せた。こうして日清戦争後の列国間の軍事バランスは崩れ、経済的権益を重視するイギリスは、ますます受動的立場に置かれることとなったのである。

イギリス国内では、第三次ソールズベリー（Robert Arthur Talbot Gascoyne-Cecil, 3<sup>rd</sup> Marquess of Salisbury）内閣（1895-1902）が成立して首相自らが外相を兼務し、この間の外交政策の展開に大きな影響を与えていた。ソールズベリー首相をはじめとする一派は、ヴィルヘルム二世のドイツに強い不信感を抱き、ロシアを優先して宥和政策を取るという立場 [Otte 2007: 19] で、「英露協商」の交渉に着手した。その結果、1899年4月、スコット・ムラヴィヨフ協定（Scott-Muravev Agreement）が締結されることとなった。これに対して、ロスチャイルド（Alfred Rothschild）、デヴォンシャー（Spencer Compton Cavendish, 8th Duke of Devonshire）、チェンバレン（Joseph Chamberlain）、ベレスフォード（Lord Charles Beresford）をはじめとする一派は首相への不

満を表明し、対抗上「英独同盟」を提唱し始め、ドイツとの積極的な交渉を試みようとした [Otte 2007: 152-153]。確かに、この両派は対ドイツ姿勢で対立関係にあったが、東アジア政策においてはそれぞれが提携する相手の求めに応じて積極的な関与政策を取るという共通の傾向を示していた。特に前述の独露両国による突出した軍事行動が露骨に展開される事態から、その傾向は一層明らかとなっていった。例えば、「中国通」と呼ばれた中国に長期滞在するイギリス人からの声が増え大きくなるのだが、その代表的な事例としては、清国海関の副税務司を務めるブレドン (Robert Bredon) である。彼は 1897 年 12 月に外務次官バーティンに対して、日本と協力し北清における勢力バランスを取るべきだとの意見を提出し、日本重視論を提唱した [Otte 2007: 95]。

こうした国内外における情勢の新たな展開の下でイギリスは、ロシアの勢力拡大を防ぐために、山東省威海衛の租借を清朝政府に申し入れた。しかし、日清戦争の結果、下関条約第 8 条に依拠して、清国が賠償金の支払いを完了するまで、日本が威海衛を一時的に軍事占領するという条件で、そこは依然として日本の支配下に置かれていた。そこで、イギリスの対ロシア宥和派と対ドイツ接近派の双方は日本への好意を直ちに示し、1898 年 3 月には植民大臣チェンバレンが「日英同盟」論 [林、由井 (校) 1976] を、5 月には首相ソールズベリーが「日英協商」論 (注 4) を唱えるなど、日本との密接な関係を目指すべきとする論調が続々と現れることとなったのである。こうしてイギリスは、同年 5 月から威海衛を軍事港として領有することに成功した。それは財政上の理由によって日本が撤兵の止む無きに至ったのが一因ではあったが、イギリスにとっては日本から上手く妥協を引き出したことになる。これを契機に、イギリスの東アジア政策においては、日本ファクターの重要性が増え明確になってきたと言える。その後、イギリスの対ドイツ接近派は、アメリカを模倣して「門戸開放」政策を取り入れ、英・独・日・米の中国における四ヶ国同盟を結ぶという主張を展開した。後述のベレスフォードの訪問はそのための動きの一環であった。こうして日本は、イギリスにとっての東アジアにおける重要な提携の候補者として存在感を示すことになったのである。

## 2.2. 日本の対応—「日英同盟論」の浮上—

日本は、日清戦争の勝利による植民地領有を通じて欧米諸国と肩を並べる地位を獲得したが、遼東半島領有をめぐる 1895 年 5 月の「三国干渉」によって、やむなくロシアと妥協せざるを得なくなった。このような流れから、日本国内の世論 (注 5) で、国際問題で日本が単独行動を取りにくく、強国と同盟すべきだという論調 (注 6) が浮上し、大きくは「日英同盟論」と「日露協商論」という二つの主張が登場することとなった。前者の代表的提唱者は福沢諭吉 [片山 2009] であり、1895 年 6 月 21 日、30 日に「日本と英国の同盟」、「日英同盟論に就て喜ぶ可き一事」と題した『時事新報』社説でその主張を展開している。一方、後者の具体的事例としては、1896 年 5 月、6 月に朝鮮問題の処理のために締結された小村・ウェーバー協定 (Komura-Weber Memorandum)、山縣・ロバノフ協定 (Yamagata-Lobanov Agreement) を挙げることができる。特

に、ロシア外相ロバノフと協定を結んだ山縣有朋のロシア訪問は、日露の協調関係発展の風説の流布に一層の現実的な根拠を与えていた。こうした状況に対して、1896年8月5日、6日付『東京朝日新聞』社説の「同盟論」では、以上の両論を同時に取り上げ、最後に「此際に於ける外交の大方針は、単に戦後の経営を進歩して實力の養成を務め治乱の間に処して毎に多少の利益を取するにあるのみ、我に雄飛するの羽翼なくして必ずしも十分に利害を同うせざるの邦国に同盟し、正直なる味方を得るの益なくして却て恐るべきの敵を作るが如きは決して策の得たるものと云ふ可からず」という興味深い論点を提起し、同盟を結ぶことそのものに対する冷静な態度を求めた。以上のように、日清戦争後の日本では「同盟歓迎論」と「同盟慎重論」が並立していたのである。

以降、日本は清国からの賠償金の受取によって、近代国家のさらなる機能強化を目指し、さまざまな領域で成果をあげていた。その中で大きな意義を持ったのは、1897年10月の貨幣法による金本位制の実施である。これで日英貿易促進に対するイギリスからの期待（注7）は膨らんだが、一方で日本の金本位制成立に際して、イギリスが演じる役割の重要性もまた一段と高まったのである。賠償金の大部分がイングランド銀行に預金されて、それを準備金に金本位制への移行がなされたため、日本の金本位制は当初よりイギリスの銀行に置かれている在外正貨に依存するという特徴を持つことになった〔斉藤1981〕。これにより、1894年7月の日英通商航海条約の締結による貿易関係平等化に続き、日英両国は金融関係において、その緊密の度合いを一層強固なものにしていったのである。こうした状況の進展が、「同盟論」の再浮上、とりわけ「日英同盟論」の提起にとっての重要な根拠を形成していたといえるであろう。

さて、「日英同盟論」再浮上の大きな画期となったのは、1897年6月から7月に行われた伊藤博文のイギリス訪問であった。有栖川宮とともにヴィクトリア女王即位六十周年の祝典に列席した伊藤は、早速ソールズベリー首相との会談を実現した。この両国トップの会談から生まれた「日英同盟の風説」は、アメリカの新聞により流布され始めた（注8）が、この時点では、日本のマスコミのほとんどは中立的な立場から同盟締結への慎重論を展開していた。『時事新報』は2年前に示した歓迎の姿勢から後退し、むしろ同盟論に疑問を持った『東京朝日新聞』と近似する立場を取り、8月1日の社説「日英同盟の説に就て」において、「我輩は他と同盟の香ばしきを知らざるに非ずと雖も、軽率に進んで之を求めず、唯退て自から勉め、自から同盟の地を造りて他の来るを待たんと欲するものなり」という自立強調論を述べている。これに対して『読売新聞』は、両国が互いに「主動的態度」を表明することが重要であるとして、「事実上有り得べき風説」を肯定的に捉えて、少々楽観的態度を示している（注9）。このように、この段階においても、なお、日本国内の世論においては「日英同盟慎重論」と「日英同盟歓迎論」が共存していたことが窺える。

以後、この両論は威海衛問題をめぐる議論から、明確な対立へと発展していった。1897年11月以降のドイツ、ロシアの外交的・軍事的攻勢は、イギリスに対抗的な行動を迫ることとなり、前述したようにイギリス政府が次第に日本への接近を強めた。イギリス国内世論においても日本

との協商関係を結ぶべきとする有力な意見が現れた。『スタンダード新聞』(Evening Standard)と『タイムズ』(The Times)は、消極的か、あるいは積極的か、という違いはあったものの、どちらも日本との協商関係を確立すべきとする点では完全に一致していた(注10)。さらに、イギリスの議会議員パートレットは公開演説の中で「日本は東洋に於ける我自然の盟邦なり(中略)日本と同盟せば北太平洋の海権は永く英国の手に帰すべし」と述べて、日本との同盟関係に基づく東アジア・北太平洋でのイギリスの権益拡大を強調した(注11)。イギリス世論からの掩護を受けたためか、「歓迎論」派の『読売新聞』は、引き続いて「日英同盟論」を唱えるだけでなく、威海衛問題をきっかけに同盟締結への大いなる期待を示した(注12)が、結果的には協商レベルの関係の構築に止まった結果に対しては失望感を表明していた(注13)。

これに対して「慎重論」派は、当初から「日英同盟」には期待せず、もっぱら自国の外交上の対策に注意を払い、三国干渉の再現を危惧する政府の妥協的傾向に対して疑問を抱いていた(注14)。結局のところ、5月23日には、威海衛から日本軍が撤兵するとともに、翌日には、これに代わってイギリス軍が駐留することとなった。こうして東アジアの情勢は、義和団事件の発生まで(1898年6月～1900年6月)、外交上の危機が起こらない状況になったといわれている[Nish 1985: 63]。

以上のように、日英両国は中国における危機的状況に一国のみの限界に直面し、威海衛問題をきっかけに互いに提携を深めていった。実際に、威海衛の占領軍の交替を通じて、この苦境を協同で乗り越え、その後の同盟関係構築につながる両国関係の基盤を形成していったと考えられる。この段階ではまだ「序章」に過ぎないものの、東アジア情勢の変化に伴って、「日英同盟論」に新たな意味づけが与えられ、1902年の同盟成立へと進んでいったのである。

### 3. 清国における経済的権益をめぐる日英両国関係

#### 3.1. 「日英商業同盟論」ヘーベレスフォードの日清両国訪問を中心に一

一方で、下関条約第6条と、その後の日清通商条約には、日本及び諸列強は最恵国待遇により、中国内地への経済活動を行う諸権利(投資権など)を獲得するということが明記されていた。その背景から、従来の研究で注目されてきた対清国政府借款や鉄道投資などの国策的活動以外に、中国内地への通商に関する実地調査も、欧米諸国にとっては重要な手段の一つとなっていたのである。まず調査委員を派遣したのはフランスであった。1895年にリヨンなどの5つの都市の商業会議所は、「支那帝国及び安南・暹羅・東葡寨など諸国物産并に輸出入通商を調査」(注15)するためにヘンリ・ベルニエ(植民大臣兼リヨン商業会議頭取)を委員長とする調査委員会を中国に派遣した。そして、調査団は1897年10月に帰国し、詳しい報告書(注16)を作成した。それに続き、ドイツから派遣された調査委員会は、1896年から実に15か月にわたって、清国・日本・朝鮮を調査して回った(注17)。さらに、イギリスのロンドン商業会議所では1896年に極東問題が議題として提起され(注18)、同年中に調査委員会を派遣し、8か月間をかけて

中国の中央部及び南部の各要地を巡り、1897年に商業会議所で調査報告を行ったのみならず、1898年5月にはイギリス下院にも報告書を提出した(注19)。なお、日本の東京商業会議所も、日清貿易調査のために清国商業視察員の派遣を1898年9月に農商務省に申し入れた(注20)。

これらの中で、イギリス下院議員であったベレスフォード(Lord Charles Beresford, 1864-1919)の通商調査を目的とする日清両国訪問(1898-1899)が、最も注意を払うべき調査として挙げられる。ベレスフォードは長きにわたってイギリス海軍に勤務し、英国議会の下院議員ともなったが、軍人としてスーダンの統治権をめぐるエジプトとの戦争(1882年)にかかわったこともある。この日清両国を訪問した時期は下院議員(1898-1900)在職中であった。彼は1898年8月にイギリス商業会議所(the Associated Chambers of Commerce of Great Britain)会長からの依頼を受け、会議所の視察員としてイギリス・清国の両国間貿易に関する実地調査に携わったのである。同年9月30日から翌年の1月9日にかけて中国に逗留し、北京・天津・漢口・南京・広東などの各地を回り、当地の商業会議所を歴訪した。さらに李鴻章や、総理衙門を主管する慶親王奕劻などの清国上層部、さらにはロバート・ハートを始めとする清国の海関官員らとの意見交換に臨んだ。その結果として、幅広い分野にわたる豊富で詳細な報告書[Beresford 1899]が作成されたのである。他方、対ドイツ接近派でもあったベレスフォードは、1898年6月に東アジアにおいて日英独による軍事同盟の締結を目指すべきだという「日英独同盟説」を明確に主張した(注21)。その結果、この外遊の目的の一つは自己主張の宣伝を兼ねたものではないかとの憶測を呼び、実際にイギリスや中国のマスコミはそのような推測記事を流している(注22)。さらにその後、ベレスフォードは北清の実状を踏まえて、アメリカの「門戸開放」政策に同調し、「日英米独同盟論」を発表して、清国における経済的権益を確保するためとして、各国が清国の軍隊改造に力を入れ、商業の展開に有利で平穏な環境を作るべきだと力説している。この点に関しては、同盟歓迎派の『読売新聞』は11月28日・29日・12月1日の計3回にわたって、「ベレスフォードの四国同盟論」を主題に詳しく紹介している。

清国での調査を終えたベレスフォードは、東邦協会・東京商業会議所の要請(注23)を受けて直ちに日本へと赴いた。1899年1月11日に長崎に到着して以降、1か月弱の間は日本に滞在していたのである[Beresford 1899: 419-432]。すなわち、長崎・神戸・大阪・京都・東京・横浜などの主要な都市へ足を運び、製鉄所、製糖会社、生糸会社などをはじめとする企業を見学した。さらに、東邦協会・東京商業会議所による共同開催の歓迎会では演説を行った。その演説でベレスフォードは、それまで彼が提唱してきた「日英米独同盟論」について紹介し、商業上における意義を強調して「商業同盟論」を提起し、「商業同盟とは支那に対して共同一致の約束を結訂することを謂ふ」と具体的に解説し、日本にとっての意義を「生産事業発達して将来太平洋上の世界の公道と為る暁には四ヶ国商業同盟成就して依て以て支那の富強沃土を開拓するあらば其の隆盛を致さんこと期して待つべきなり」と、参加した日本の各界人士に期待を持たせる発言を行った(注24)。

来日したベレスフォードに対して、日本側は好意をもって迎えていたようである。「日英同盟

歓迎論」派の『読売新聞』は、1月16日の社説「同盟論者として白鴉を歓迎せよ」で、「同盟は支那貿易発達の為に必要と謂はざる可らず、同盟の我国に利益ある実に此の如し」と述べて、歓迎の姿勢を示している。「慎重論」派の『東京朝日新聞』は、1月19日の社説「日英両国利害の一致」で「日英同盟」という表現はなるべく避けているものの、両国の中国における経済的権益の一致については支持する意思を表明している。その中で、東京商業会議所頭取の渋沢栄一は、日本の商工業者代表として、上述の歓迎会で、日本の商工業の「幼稚」さを痛感し、「欧米諸国と資本の共通を謀るを必要」となるとの意見（注25）を開陳し、ベレスフォードの訪問を「我日本の商工業拡張の一大関節」（注26）として位置づけた。この渋沢の発言からは、中国など海外への強い進出意欲が窺える。なお、当時の第二次山縣有朋内閣の主要メンバーも訪日中のベレスフォードと面会し、日英関係に言及して「イギリスと日本は将来の貿易や商業を保証するために、東洋において協力せねばならぬ」という積極的な意思を表明していたのである [Beresford 1899: 425-426]。

以上のような経済的意義を持つ「日英商業同盟論」は、軍事的な「日英同盟論」の延長線上にあるものでもあり、日清戦後に集中的に現れた中国への通商調査による産物でもあった。この一連の動きは「日英同盟論」の具体化過程の一環として位置づけることができるであろう。

一方、これらの議論が商業論として展開されたことから、商工業者に直接に深く関わるものとなり、新たな関係の構築は旺盛な商業活動の実現を目的とすべき、との論調を登場させることとなった。そこから取引の原動力にかかわる貨幣金融問題は、経済利益を重視する各国の商工業者たちの間で最大の関心事となりつつあった。

### 3.2. 日英両国の中国に対する共通の経済的関心—貨幣金融問題—

前述した諸国の中国における通商調査は1898年という時点を境に、その前後から急速に調査対象が増大するとともに、その内容においても大きく転換していく傾向が見られた。1898年以前、仏・独・英の三国は輸出入貿易の更なる拡大を図り、当地の物産及び鉱山、生産工場の整備などに重点を置いて現地調査を行っていた。それに対して1898年以後は、ベレスフォードの調査や東京商業会議所の発議による調査に見られるように、中国における金融事情調査を重要調査項目のリストに入れていたことが注目できる。なぜなら、そのような調査は直接的な資本投資とつながる為替金融に深く関連していたからである。

日英両国は自国の商人及び団体の中国進出のために、それぞれの代表的な為替銀行である香港上海銀行、横浜正金銀行を、それぞれ1865年、1892年に開港地で開業させ、国際為替業務に携わらせた。そして、日清戦争後には両銀行の為替金融が政府レベルにおいて一層の発展を遂げることとなったのである。しかし、こうした措置にもかかわらず、両国の商工業者の多くが中国現地の為替金融に大きな困難を抱える場合も少なくなかった。とりわけ、横浜正金銀行の場合は、日本人商工業者を対象とする為替業務がかなり遅れ、彼らのニーズに全く対応できないという状況があった。一例を挙げると、福建省福州の金融機関状況について「横浜正金銀行ハ太古洋行ヲ

以テ代理店ト為セルモ其取扱フ所ハ、只本邦ヨリ当地ヘノ為換取組ヲ為スニ過キスヘテ、当地ヨリ本邦ヘノ為換取組ノ便ヲモ有セス」とする領事報告があった(注 27)。そのため、日本では、対清国貿易の為替金融に関して、1890 年前後から「日清銀行」設立の提唱が始まった。主唱者である副島種臣・中井栄次郎による草案が松方正義に呈示され、これによって日本人商人の海外進出に便宜を払うべきだとする主張が一般的に根強く存在した〔波形 1972: 26-30〕。日清戦争後、東京・大阪・神戸の商業会議所を発起者とする「日清銀行」設立運動が再燃し、帝国議会の審議を経て政府案が提出されるまでに至り、結局のところは 1902 年に日本興業銀行が創設されることとつながっていったのである〔間宮 1970〕。

他方、為替金融の相手国、中国自身の貨幣金融問題に対しては、日英両国からも高い関心が寄せられていた。自国の金融制度との格差を是正するための考慮なのか、それとも自国の商工業者が中国で事業展開するための支援なのか、いずれにせよ、清国の金融制度を改革すべしとの意見が現れたのである。

まず日本では、1880 年代から清国の貨幣金融問題に関心を持ち続けていた東京経済学協会〔奚 2013〕による改革論議が挙げられる。協会創立者の一人であった田口卯吉から「支那に政府銀行を設立する方法を論ず」との以下のような改革提案が 1898 年 4 月 16 日に『東京経済雑誌』第 923 号で発表されている。

- 一 資本金を一億円(八千万両)と定むべし
- 二 資本金の一半は政府の有となし、他の一半は人民より募るべし
- 三 総裁以下役員組織は約我日本銀行の体裁に従ふべし
- 四 兌換券発行の特権は政府銀行に限るべし
- 五 兌換券の正貨準備は発行高三分の一以上となし、保証準備は三分の二以内となすべし
- 六 保証準備より生ずる利益の十分の九は之を国庫に収べし
- 七 人民の持株に対し政府は六分の配当を保証し、其以上に純益あるときは政府持株にも平等に分配すべし
- 八 支店は北京、上海、漢口、天津、広東其他の要地に設置すべし

ここでは「政府銀行」と称しているが、実際には「中央銀行」を指すものと思われる。つまり、田口は中国における中央銀行の創設を提案し、その組織については日本銀行をモデルにすべきと主張しているのである。この銀行は貨幣(主に紙幣)の発行権を専有し、その利益の大部分を政府に帰すると規定されている。この案では、中央銀行のほかの機能(例えば公債の募集)には全く言及していないという特徴があった。不完全であったと思われるが、かえって中央銀行の役割として貨幣発行権の重要性に注意を集中していたことが示唆される。

一方、イギリスの清国貨幣金融制度に対する関心の所在については、ベレスフォードの調査を取り上げて分析してみたい。彼は中国滞在中に、当時の中国社会の不安定性や運輸手段の未発達

が商業取引の支障となっていることについて、イギリス商人からよく耳にした。そこで彼は中国においては近代的軍隊や警察の創設、交通ネットワーク（水路・鉄道）の建設を急ぐべきであるとの意見を提示している。それだけではなく、貿易に深く関わる金融貨幣制度については、香港上海銀行の支配人のジャクソン（Sir Thomas Jackson）、同じく上海支店の支配人のアジス（C. S. Addis）の協力〔Beresford 1899：359〕のもとで、詳細な専門的な調査を行い、それをもとに報告書の中で「金融と貨幣」（FINANCE AND CURRENCY）との一章を書き上げた。その中で示されたベレスフォードの主な関心の所在は、銅貨の鑄造とそのコスト、銀銅貨のレート、本位制変更の可能性、不安定なレートによる輸出入商品の価格などであった。こうした観点に立ってベレスフォードは、イギリスの経済的権益を最大限確保することを前提に、以下の提議〔Beresford 1899：387-388〕を報告書で提出し、清国の貨幣金融制度の建て直しについて提案している。

1. A Bureau of Finance to be established with a foreigner at the head of it, as financial adviser to the Chinese Government.
2. The establishment of a system of public accounts and audits, and reform in the collection of internal taxation of all kinds.
3. The establishment of a Government bank (or official status to be given to one of the existing banking corporations in China).
4. The establishment of a national mint, and a uniformity in the coinage minted and allowed as legal tender throughout the Chinese Empire.
5. The establishment of a commission of experts by China to investigate these questions, and to report how reforms should be initiated.

（日本語訳——引用者）

- 第一、外国人によってリードされる財務局を、中国政府の金融顧問として設立する。
- 第二、会計・会計検査の公的システムを設立し、全種類の国内税金の徴収を改革する。
- 第三、政府銀行を設立する（または、既存の在中國銀行の一つに法的地位を与える）。
- 第四、国家造幣局、統一した造幣システムを設立し、鑄造された貨幣が中華帝国の法定通貨として許可される。
- 第五、中国に招聘される専門家委員会を設立し、上記の問題について調査して改革が如何に着手するかについての報告を行う。

この提案では、外国人専門家を始めとする金融諮問機関、全国の税金を統括する会計検査システム、国立銀行、国立造幣機関、専門的な問題が取り扱われる常設委員会、という五つの機関・システムの創設が提唱されている。あまりにも広範囲で漠然としたものであるにもかかわらず、中国における金融システムの整備が望ましいという意図が窺える。特に、国立銀行・国立造幣機関設置の提案からわかるように、ベレスフォードが清国の貨幣鑄造や発行に注目していたこと

は、日本の関心の所在とも共通していたとみなされるであろう。

以上のように、清国の貨幣金融制度を改革すべきとする認識は日英両国に共通するものとなりつつあり、「日英商業同盟論」の支持者にとって、このことは日英同盟締結が実行段階に入ったとする見解に現実的な根拠を与えるものと考えられていた。

#### 4. 香港上海銀行・横浜正金銀行による造幣問題に関する連名状

前節で述べた共通認識はついに両国の外交機関を動かすほどの状況を生み出した。それが、1899年9月から10月の間に、香港上海銀行（本節では以下「香港上海」と略する）と横浜正金銀行（本節では以下「正金」と略する）によって行われた清国総理衙門への造幣問題に関する連名状の提出であった（注28）。

これについては、外務省外交史料館に所蔵されている「清国造幣問題ニ付香港上海銀行ヨリ同国政府協同援助ノ儀ニ関シ横浜正金銀行ニ対スル提議一件」（注29）という史料に基づいて論述を展開する。この一連の史料群には、日本の清国全権公使矢野文雄、在英国臨時代理公使松井慶四郎、及び矢野の後任となった西徳二郎の3名が、それぞれに外務大臣青木周蔵との間で交わした往復電文（英語原文と日本語訳文）、及び矢野公使による「清国幣制改革及鑄銭局ニ関スル件」との詳細な報告書などが含まれている。なお、この一件と関連するイギリス外務省の外交記録（注30）も参照して分析を進めたい。

##### 4.1. 経緯

ベレスフォードの中国調査に協力した香港上海は、「日英商業同盟論」を支持するかどうかはまだ明確にはしていなかったが、中国における経済的権益を第一義にする以上、それを確保するためには「同盟論」の高まりに沿っていく以外に道はなかった。こうして、同銀行は日本から適切な協力相手を探し出すことが必要となっていた。そこで選ばれたのが、同時に清国での為替業務を拡張しようとする正金であった。正金はちょうど清国における業務拡張を図り、1899年1月に神戸支店を本部と定め、本店副支配人山川勇木に同店支配人を命じ、さらに彼を清国に派遣し、当地の貨幣制度及び為替の実況を調査させたという〔東京銀行（編）1981:88〕。

こうして、香港上海は正金とともに清国貨幣制度の改革に関与できるよう、日本政府に対して打診を行った。1899年9月8日、香港上海は、矢野公使を訪ね、正金と提携し清国貨幣制度の改革事業に関与したい旨の意思を表明した。

まず香港上海側が提起したのはその具体的な根拠であった。史料によれば、その主要なものは、清朝政府自身が抱いていた自国の貨幣制度改革に関する要望である。すなわち、当時、清朝政府内では、銅貨の騰貴、及び不規則な地方造幣局による貨幣発行から発生する諸々の弊害に鑑み、統一的な中央造幣局を設立すべきだとする声が上がっていた。こうして貨幣制度改革問題は「北京政府ノ議題」に入れられ、清朝政府にとっても解決を要する喫緊の課題となっていたので

ある。しかし、慶親王奕劻を始めとする清朝政府の首脳部が「本事業ノ容易ナラサルヲ以テ」、この問題については経験や専門技術を持つ外国からの勸言及び援助が望ましいが、「各国ノ容喙」を危惧して、なかなか容易には改革に着手できない状態にあったのである。また、なぜ香港上海が正金を協力者として選んだのかについては、正金が日本の金本位制実施で果たした重要性を認め、「東洋ニ於ケル金融事業ノ代表者タル資格」の持ち主という高い評価を持っていたからである。こうして香港上海は、発起人として、正金と協力し、清国への改革提議を行うことを矢野公使に薦めていたのである。

次に、イギリス側は事前に起草した具体案が提出されたが、その大要は以下の三点であった。その主眼とするところは、香港上海・横浜正金両銀行を清朝政府の戸部の顧問に据え、無報酬で造幣局設立に関する具体的事項に協力するということであった。

- 第一、両銀行ハ成ルヘクシ□□戸部カ希望スル方針ニ依リ通貨制度ヲ計畫シ其報告書ヲ調製シテ之ヲ戸部ヘ提出スルコト
- 第二、両銀行ハ必要ナル機械ノ購入並ニ造幣局ノ創設及構成ヲ最モ完全ニ施行シ以テ其決定セラレタル計畫ヲ実行スル為メ清国政府ニ対シ無報酬ニテ尽力スヘキコト
- 第三、両銀行ハ地金ノ購入、貨幣ノ運搬及其流通其他銀行業ノ範囲内ニ属スル一切ノ業務ニ付キ造幣局ノ代理者ニ任セラルヘキコト而シテ各業務ニ対スル報酬ハ斯業務ニ対シテ受クヘキ普通ノ割合ニ依リ之ヲ定ムヘキコト（注 31）

香港上海は、これを両銀行の「共同事業」として位置づけ、正金からの専門家の中国派遣を要求し、さらに日本政府のバックアップの必要性を表明した。なぜなら、イギリス政府がすでに在清国公使を通じて、「強硬」な手段を取るか否かは別にして、イギリスがこの問題に関して中国に強力に関与する意志を持っていることには変わりはないという態度を示していたからである。

こうした状況について、当時、駐清国全権公使であった矢野文雄は10日付を以て青木周蔵外務大臣宛に直ちに電報を送り詳しく報告した。14日に、青木外相からの返事が到着し、この案件について極秘に事を進めるように指示したが、それはもし秘密が守られないと、「国際的な嫉妬」(International jealousy)を生じ、「結果の難しさ」(consequent difficulties)に至る恐れがあるという内容の返信であった。1894年に日英両国の条約改正に大きな役割を果たした青木外相から見れば、香港上海からの依頼がまさに日本の国際的地位の向上を象徴しているものと思っただろう。

指令を受けた矢野公使は、香港上海の支配人と打ち合わせした後、さらに「香港上海銀行支配人の意見によれば、其提議は成ルベク迅速に実行セサルヘカラス」との報告を、同じく14日に青木外相に発信し、これを実行するに当たっての緊迫性を強調していた。

さらにそれに続けて22日付の電報では、矢野公使は開かれたばかりの軍機処の会議について詳細に報告している。この会議では造幣局設立問題が一つの議題として取り上げられ、改革の決

定が下された。結局、委任されたのは外国銀行ではなく、1897年に創設された中国最初の近代的銀行である中国通商銀行であった。同銀行の総裁であった盛宣懐はその場には不在だったが、彼が引き受ける可能性は高いという予測であった。この結果に対して香港上海は、一度は失望したが、気を取り直して「目下時機ヲ失セズ」総理衙門に変更なく提議を執行する予定であった。そこで、矢野公使はさっそく正金の天津出張所長奥村忠三郎を呼び寄せて、翌日には、香港上海の代理人と3人で打ち合わせを行い、対策を練ったのである。この対応に賛意を示した青木外相は、25日付の電報でイギリスの外交機関との連絡を保つように指示した。この間の中国における事態の進展について、まだ情報を受け取っていなかった青木外相は、さらに30日に電報を送り、イギリスと手を組んで両銀行の関与を成功させると同時に、極力、中国通商銀行の加入を排除するよう、矢野公使に指示した。

#### 4.2. 清国総理各国事務衙門への造幣問題に関する覚書及びそれに対する返答

困難な状況の打開を迫られた矢野公使は、9月27日付をもって、總理各国事務王大臣・慶親王奕劻宛に、香港上海・正金の連名状（英文と漢文）及び勧誘の公文書（漢文のみ）を、覚書として提出した。本来なら、勧誘の公文書もイギリスとともに連名で提出するはずであったが、イギリス代理公使バックス・アイアンサイド（Henry O. Bax-Ironside）が不在で、やむなく単独行動を取ったと、矢野公使が27日付の電報で青木に報告した。

本稿の主たる分析となる香港上海・正金の連名状を見てみよう。この書類は主に連名状提出の目的と具体的な提案という2つに分けられる。冒頭において、長年にわたって中国における為替業務に携わってきた香港上海と、自国の幣制整理で大きな力を発揮してきた正金が簡潔に紹介されている。その続きは、これまで中国において次々と近代的造幣局が設立されて幣制整理には着手されてきたが、それらはいずれも地方止まりであり、そのうえに量目が統一されずに混乱のままに推移してきたというように指摘されている。そこで、香港上海・正金は従来の経験を踏まえながら、清国の新たな造幣局設立に助力する意志を持っていると、改革に参加する意向を表明する。

具体的な提案については、以下のような内容であったが、ここで英文のみ（注32）を掲載する。

- (1) The Banks offer to assist the Board of Revenue in drawing up a report on currency and coinage requirements in China, and to procure expert opinion on points of difficulty.
- (2) The Banks undertake the establishment of an Imperial mint at Peking, the ordering of machinery from the best manufacturers, the engagement of experts and workmen, and the framing of regulations for the coinage and circulation of an uniform currency.
- (3) The Banks undertake to act as joint agents for the Imperial mint, to conduct bullion operations, promote the circulation of the coinage, and advise the Imperial Government on matters of currency.

(4) The preliminary operations named will be undertaken by the Banks free of charge to the Imperial Government save for the reimbursement only of the actual expenses incurred. Bullion and other operations, which come under the head of ordinary banking business, will be undertaken by the banks as agents for the Imperial mint on terms to be arranged, and which will be based on the usual charges for such banking operations.

(日本語訳——引用者)

第一、両銀行は中国における貨幣制度及び硬貨鑄造の需要について起草することを戸部に助力し、難題に取り込む際に専門家の意見を手に入れて参考として提供する。

第二、両銀行は帝国造幣局の北京における設立を引き受け、最良の製造業者による機械を注文し、専門家や技師を雇用し、造幣規則及び貨幣流通の枠組みを定める。

第三、両銀行は帝国造幣局の共通代弁人として行動を取り、地金貯蔵を行い、貨幣流通を促進し、清朝政府に幣制諸事についての意見を提示する。

第四、上記の予備活動は両銀行から無報酬で引き受けられ、清朝政府は実際の出費だけで返済を行う。銀行の一般業務に属する地金貯蔵及び他の活動は、両銀行が引き受けて帝国造幣局の代理者として、銀行運営の通常費用に基づいて好意を持って手配する。

ここでは、造幣局創設の援助に関する専門的・技術的な意見の提案がまず挙げられ、例えば物的援助（機械の導入）、人的援助（技師の派遣）、理論的援助（条例作成の助言）である。さらに造幣局設立後の運営に関わり方までも提起されている。両銀行は、あくまで戸部の協力者として造幣局設立の事業に関わる立場というスタンスを強調した。しかし、造幣局の運営にどこまで、いつまで関与するか、清朝政府と如何なる協力関係を築くかについては、あいまいで見えてこないという点を注意する必要がある。この点は前述したイギリス側による草案と共通している。

続いて、矢野公使は以上の連名状と合わせて、これらの提案を清朝政府が受け入れやすいように、勧誘のための公文書を添付し、主に2点を主張している。第一、「各國銀元局廠、大率以聯絡銀行、為最先要著」という貨幣整理における造幣局と銀行との繋がりの大切さを強調する。第二、「錢法乃國家血脈、京師為各省本根、外邦之觀聽所關、各省之商民所望」という外国や商工業者に対する中国の幣制を統括する重要性を指摘し、中央的造幣局の設立を勧める。こうしたことを踏まえ、香港上海・正金の専門性（「匠有專學、工有名家」）の強調を加えながら、清国の造幣事業に助力する筋（「於貴國鑄造錢幣之事、相助為理」）を表明し、そこで両銀行の連名状を推薦する。

その直後の9月30日、清朝政府の公式の返答が総理衙門から矢野公使のもとに届いた。総理衙門は外国からの協力は不要として、香港上海・横浜正金両銀行の提案を断った。その理由は、以下のように述べている。

(前略) 惟此事於本年五月六月（旧曆を指す——引用者）間、迭有他國或勸令託彼鑄印局

襄助<sub>甲</sub>。或聲<sub>地</sub>明中國如准<sub>三</sub>他外國銀行預<sub>二</sub>辦此事<sub>一</sub>之處。本國銀行一體均沾<sub>天</sub>各等語<sub>上</sub>。經本衙門轉<sub>二</sub>商戶部<sub>一</sub>據<sub>レ</sub>覆。該局業已議<sub>二</sub>定章程<sub>一</sub>辦理。無<sub>レ</sub>庸<sub>三</sub>另需<sub>二</sub>他國相助<sub>一</sub>。(後略) (注 33)

つまり、同年 6 月から 7 月にかけて、他国からも同様の造幣事業に協力するとの申し出があったが、もし第三国から同様の要求が来たとすれば、もともと申し出た国が「最恵国待遇」をもって等しく享受する権利があると主張する可能性があったからである。この他国とは、矢野公使の報告書「清国幣制改革及鑄錢局ニ関スル件」(10 月 27 日付) から推定すれば、ロシアであったことは明らかである。実際、在中国ロシア公使は露清銀行支配人とともに清国における鑄錢や紙幣の発行を清朝政府に申し込んで先手を取ろうとし、もしほかの銀行が「露清銀行既得ノ權ヲ害セラル、ニ至ルヘキヲ以テ露ハ之ニ対スル予防ノ策ヲ採」るという姿勢までを示していたという。このようななかで、清国総理衙門はロシアの影響が深まることを極力避け、戸部が外国に頼らずに決断し、同じ過ちを繰り返さないために、今後、外国からの協力依頼は一切拒否する姿勢を示すようになったのである。

#### 4.3. その後

総理衙門からの拒否の回答にもかかわらず、矢野公使は諦めずにイギリスの在清国公使館と連絡を取り、相談を持ちかけてみた。その結果、イギリス代理公使ボックス-アイアンサイドの発議によって、改めて両銀行の提案を総理衙門に提出することとなった (Oct.2, Henry.O. Bax-Ironside to Foreign Office)。そして当然、その情報は 10 月 2 日付で矢野公使から即刻青木外相にも報告された。

しかし、イギリスが清国総理衙門からもらった返答は、日本の場合と同様、拒絶の回答であり、しかも断る理由さえも全く同じであった (Oct.4, Tsungli Yamen to Mr. Bax-Ironside)。それでも、矢野公使は 10 月 7 日付の電報で、希望を捨てずに、これからも清国造幣局の設立において日英両国が関与できるよう修正案を立案して青木外相に示し、相談を求めた。矢野公使の修正案は二通りであった。一つは、この間のロシアの要求と同じようなもので、「清国政府ニシテ、幣制改革上外国ノ援助ニ頼ルノ議ヲ発スルニトアラバ、両銀行ヲシテ之ニ加入セシムベキ当然ナル旨」とあった。もう一つは、清朝政府が「外国政府若クハ銀行ノ援助ニ頼ラスシテ、自ラ本件ヲ断行スルニ於テハ (中略) 日英両国人ヲ傭聘セシメ本件ノ顧問タラレムルヲ努ムル」ということであった。同時に、矢野公使は清朝政府への働きかけを試み、慶親王奕劻や戸部尚書王文韶と面会し、その利害関係について説いてみた。以上の報告を受けた青木外相は、賛意を示したうえで、できれば日英の両国政府の名を以て清国へ提案をするよう指示し、10 月 9 日付でそのための交渉を在英国臨時代理公使松井慶四郎に下した。

指示を受けた松井は、直ちにイギリス外務次官バーティーと、10 日・14 日に 2 回にわたって面会し、清国の造幣局設立への関与について、イギリスの意向を尋ねたという報告を 10 月 14 日付で青木に伝えた。バーティーは、まだ代理公使や香港上海からの詳細報告を受けてはいなかつ

だが、ソールズベリー首相なら、きっと再び清朝政府に迫って同意させられるはずだと述べた。そこで、松井臨時代理公使は「日本国政府ハ該提議ノ最モ望マシキモノナルコトヲ認メ居リ若シ兩國政府ガ共同シテ勸告スルニ於テハ多分之ヲ承諾スヘシ」と表明した。それに対してバーティアーは、その場では結論を出さなかった。なぜなら、当時のソールズベリー内閣は第二次ボーア戦争（1899年10月11日～1902年5月31日）が勃発したことから、中国問題に関わる余裕を失っていたからである。そのため、日本からの修正案に関するさらなる検討は、棚上げする以外に方法がなかったのである。

その後2か月を経て、青木外相は12月20日付で新任の在清国特命全権公使西徳二郎に、香港上海・横浜正金両銀行による清国造幣局設立への関与について、前任の矢野公使を引き継いで交渉を継続するよう指示を出した。しかし、残念なことに、西公使の交渉経過については、外務省の史料に詳しく残されることはなかった。ただ、西公使が唯一残した詳細な電報（即ち1900年3月28日付の青木外相宛）では、最終的な結果として、清国の新設された造幣局（注34）に関して、「造幣局ハ長安街東手中国通商銀行ニ毘接シタル従前ノ鑄錢局址ヲ以テ充テ己ニ客年十月頃ヨリ起工シ着々進捗」しているとの状況が記されている。さらに、清国造幣局の組織構成などについて、慶親王奕劻が局長に、そして軍機大臣や戸部尚書などの数名が担当者（「会辦」）に任命され、造幣機械はそれぞれ浙江省や広東省から取り寄せ、イギリス人ワイオン（広東省造幣局元監督）を始めとする技師が助手として雇用されたと、報告している。

## 5. おわりに

以上、1899年に香港上海・横浜正金両銀行が共同で清国の造幣局設立に関与しようとした問題について考察してきた。

日清戦争以来、日英両国は、中国における多国間の競争状態に直面し、権益の一致によって次第に接近していった。「日英同盟論」、さらには経済的利益に関わる「日英商業同盟論」の登場はその具体的な現れであった。一方、両国国内においても、清国における諸事業の順調な展開を目指して、混乱する中国の貨幣金融制度を早急に立て直すべきだとする声が増え強くなってきた。しかも、そこで展開されていた論調は、いずれも強力な中央銀行による貨幣鑄造や発行権の安定的確立という点で共通していた。こうした状況は、「日英商業同盟論」の実現に可能性を与えていた。それが、1899年に中国で新たな近代的造幣局を設立する気運が高まった際に、日英両国が外交ルートを通じて、香港上海・横浜正金両銀行を前面に押し立て積極的に関与した上述の一連の経過の歴史的背景であった。結果的に両国はともに総理衙門から拒否の返答を受けることとなったが、第一次日英同盟締結への歴史過程の中で、これらの一連の事態は両国にとっては貴重な経験になったと考えられる。やはり大きな視座に立てば、中国における経済的権益の拡大、すなわち「経済的中国要素」は、日英両国にとって、相互に同盟締結に至る不可欠な要因と見なされていたと言えるであろう。

本稿が示した具体的分析からは以下のような成果があった。この問題を提起したイギリス側が当初は香港上海銀行を動かして連名状を起草するなど積極的な姿勢を示したものの、交渉の後半段階、特に総理衙門に拒否された後は、日本側がかえって積極的に対策を考え、様々な対応策を取るという積極的姿勢に転じたということである。それは、イギリスが第二次ボア戦争の勃発によって、到底、東アジアには手がまわらない状況に置かれていたことが一因として挙げられる(注35)。しかし、それよりももっと本質的な問題は、横浜正金両銀行とは比べられないほどに中国における香港上海銀行の存在感は際立っており、それまで続いてきた清朝政府に対する優位な関係性がその背景にあったものと思われる。例えば、1887年の張之洞による近代的造幣局設立の上奏書であれ、1896年の盛宣懷による国立銀行設立案であれ、すべて香港上海銀行との密接な関わりがあったのである。前者では香港上海銀行の参入が申し入れられ〔沈(編)1974:674-678〕、後者では設立案そのものが香港上海銀行の条例をモデルとしたもの〔浜下1980〕であったということである。今回の場合も、イギリス人技師が新設の造幣局に招聘されたことから、民間を含めた「進出」とすればイギリスにとって、完敗とは言えないであろう。

正式的政府間交渉によって清国幣制問題に関与することとなった日本にとっては極めて大きな意義を持った。政治的には、中国問題において、いよいよ西洋列強とも肩を並べて行動できるようになったことである。その直前の「三国干渉」や威海衛の撤兵問題は、日本を二等の地位にしかみなかった。それを克服するとともに、経済的意義としては次のようなことがあるだろう。最も大きなところ、日清戦争賠償金の徴収、金本位制の実施を経験した横浜正金両銀行が、開業から20年も経たないにもかかわらず、東アジアの為替金融において香港上海銀行に並ぶ有力銀行へと成長したことである。まさに横浜正金両銀行を通じて行日本国際金融環境の整備が、欧米諸国の注意を喚起するほどに進展している証拠となり得るものであった。交渉の後半段階において、日本側が突如として積極的な行動に転じたのは、日本の金融機関のさらなる中国進出という大切な機会を逃すことのないようとの思惑を背景としたものであったと考えられる。したがって、今回の失敗は、日本側にとっては、中国における自国の金融勢力の飛躍的な拡大を目指す上での大きな挫折であったとも言えよう。

## 注

- (1) 1894年の日清戦争の勃発から1902年の英清通商条約の締結までの時期を指す。〔浜下1980:448〕
- (2) 日英同盟に関する研究はかなりの蓄積があり、その中の名著は〔Nish1985〕である。日本語の研究状況に関しては、参考として〔千葉1997〕が有益であり、外交史の立場から総合的にまとめられ、1919年から1931年までの研究状況は〔井上1997〕で紹介されている。近年の代表作といえば、〔後藤2006〕がまず挙げられる。また、〔井口2000〕などは日本帝国主義の形成に対する影響という日本史視点から分析している。なお、日英経済関係に関する先行研究は、〔井上1989〕、〔Warner1991〕、〔バイスウェイ2005〕が挙げられる。
- (3) 日清戦争後のイギリスの東アジア政策に関する主要な研究：〈英語〉〔Young1970〕、〔Edwards1987〕、〔Wilgus1987〕、〔Otte2007〕〈日本語〉〔藤井2006〕、〔小林2012〕などが挙げられる。
- (4) 「日英協定の発表」、『読売新聞』、1898年5月23日。
- (5) 当該期の日本の輿論に関する先行研究としては、〔北岡2001〕が挙げられる。

- (6) 例えば、1895年5月28日の『時事新報』は「外交の大方針を定べし」という社説でこのような立場を示していた。
- (7) 「金貨本位と日英貿易」、『東京朝日新聞』、1897年6月27日。
- (8) 「日英同盟の説」、『読売新聞』、1897年7月27日。
- (9) 社説「日英同盟の風説に就て」、『読売新聞』、1897年7月28日。
- (10) 「東洋問題に対する英国諸新聞の論調」、『東京朝日新聞』、1897年12月28日。
- (11) 「英国々々議員の日英同盟論」、『読売新聞』、1898年2月3日。
- (12) 社説「日英同盟の好時機」、『読売新聞』、1898年5月11日。社説「日英同盟の機いよいよ熟す」、同5月19日。
- (13) 社説「日英同盟成らん」、『読売新聞』、1898年5月23日。
- (14) 社説「只英国の任務か」、『東京朝日新聞』、1898年4月2日。社説「急退主義」、同4月8日。
- (15) 「千八百九十九年に於る支那通商（第六十七号続き）」、『東邦協会会報』第69号、1900年4月、1頁。
- (16) 前掲「千八百九十九年に於る支那通商（第六十七号続き）」、6-10頁。
- (17) 前掲「千八百九十九年に於る支那通商（第六十七号続き）」、1-4頁。
- (18) 「ロンドン商業会議所の極東問題」、『東京朝日新聞』、1896年1月8日。
- (19) 前掲「千八百九十九年に於る支那通商（第六十七号続き）」、11-14頁。
- (20) 「参照」、『東京商業会議所月報』第74号、1899年9月、19-21頁。
- (21) 「英国代議士ベレスフォードの日英独同盟説」、『読売新聞』、1898年6月14日。
- (22) 社説「清国に対する日英米独の聯合」、『読売新聞』、1898年10月23日。
- (23) 「英国海軍少将国会議員チャールズ、ベレスフォード卿歓迎会記事」、『東邦協会会報』第54号、1899年1月、72-116頁。「チャールズ、ベレスフォード卿歓迎会記事」（『東京商業会議所月報』第78号、1899年1月、5-24頁）をも参照。
- (24) 「白卿歓迎会」、『読売新聞』、1899年1月23日。「ベレスフォード卿歓迎会」（『東京経済雑誌』第963号、1899年1月28日、135-136頁）をも参照。
- (25) 前掲「英国海軍少将国会議員チャールズ、ベレスフォード卿歓迎会記事」、91頁。
- (26) 前掲「英国海軍少将国会議員チャールズ、ベレスフォード卿歓迎会記事」、92頁。
- (27) 「福州金融機関状況」、『官報』第4715号、1899年3月24日、447-448頁。
- (28) 同時期で外国から清国総理衙門へ造幣問題に関する建言を呈示することがいくつか見られる。例えば、1898年11月にベルギーの「シンヂケート」は総理衙門へ「大清銀行創立章程」（16条）を呈示した〔「中央銀行創立章程案」『官報』第4666号1899年1月23日〕。
- (29) 国立公文書館アジア歴史資料センター Ref. B11090626300。以下の叙述は基本的にこの史料を使用する。
- (30) F.O.17 General Correspondence: China (1815-1905)/1378 1899 Sept-Oct. 19. 以下、史料引用の説明は、英語で「(日付、差出人、受取人)」という形とする。
- (31) この三点については、矢野公使から青木外相宛ての9月10日付144号電報と、矢野公使が作成した報告書「清国幣制改革及鑄銭局ニ関スル件」（10月27日付）という二つのバージョンが存在し、両者の間には言葉遣いにおいて多少違いがあった。ここでは最初のものであると考えられる電報バージョンを引用する。
- (32) 同内容は前掲のイギリス外務省の外交記録にも見られる。
- (33) 読み下しは原文のままに引用する。ただし、原文にある振り仮名が引用されていない。
- (34) 中国で「京局造幣廠」と呼ばれ、北京の外国大使館区域にあったため、1900年の義和団事件の戦火によって破壊された。極めて短命な造幣局であった。
- (35) それは、19世紀から日英同盟の成立までのイギリス外交政策にかかわっている。この時期の特徴は三つ挙げられる。世界中でロシアとフランスの圧力を感じていたこと、南アフリカ問題の対応に苦慮していたこと、国内にアイルランド問題を抱え、これらが第一義的な関心となっていた。それに対して、当該期のイギリスにとって、東アジア問題などは第二義的な問題に過ぎなかったという背景があったとされている。[藤井2006: 136-137]

## 引用文献

- 井口和起  
2000『日本帝国主義の形成と東アジア』東京：名著刊行会。
- 井上勇一  
1989『東アジア鉄道国際関係史：日英同盟の成立及び変質過程の研究』東京：慶応通信。
- 井上勇一 (Yuichi Inouye)  
1997 Research into the History of Anglo-Japanese Relations(1919-31) : Present Status and Issues to be Addressed (「日英関係史 (1919~31年) 研究の現状と課題」)『外交史料館報』第11号、1997年6月、185-192頁。
- 入江昭  
1966『日本の外交』(中公新書) 東京：中央公論社。
- 片山慶隆  
2009「福沢諭吉の『日英同盟論』再考」『年報日本思想史』第8号、2009年3月、1-11頁。
- 北岡伸一  
2001「初期『太陽』に見るアメリカ像—日清日露戦間期日本外交に関する一考察」(鈴木貞美編『雑誌「太陽」と国民文化の形成』京都：思文閣出版、225-249頁)
- 奚伶  
2013「一八八〇年代の日本における清国貨幣金融改革に関する建言—『東京経済雑誌』を中心に—」『神戸大学史学年報』第28号、2013年6月、1-27頁。
- 後藤春美  
2006『上海をめぐる日英関係 1925-1932年：日英同盟後の協調と対抗』東京：東京大学出版会。
- 小林隆夫  
2012『19世紀イギリス外交と東アジア』東京：彩流社。
- 斉藤寿彦  
1981「金本位制下の在外正貨」『国連大学 人間と社会の開発プログラム研究報告』技術の移転・変容・開発—日本の経験プロジェクト、技術移転と金融制度研究部会。
- 沈雲龍主編  
1974『中国近代貨幣史資料 (一八二二~一九一一)』第2冊 (近代中国史料叢刊続編第九輯) 台北：文海出版社。
- 千葉功  
1997「日露戦前期 (一九〇〇~〇四年) 外交史研究の現状」『史学雑誌』第106巻第8号、1997年8月、87-103頁。
- 東京銀行編集  
1981『横浜正金銀行全史・第二巻：創立から関東大震災まで』東京：東京銀行発行。
- バイスウェイ (Bytheway, Simon James)  
2005『日本経済と外国資本：1858~1939』東京：刀水書房。
- 浜下武志  
1980「中国通商銀行の設立と香港上海銀行 (The Hongkong and Shanghai Bank) —一八九六年、盛宣懷の設立案をめぐって—」『一橋論叢』第84巻第4号、1980年10月、448-464頁。
- 林董、由井正臣校注  
1976「チェンバランの日英同盟説」『後は昔の記他—林董回顧録—』(東洋文庫173) 東京：平凡社、308-309頁。
- 藤井信行  
2006『「日英同盟」協約交渉とイギリス外交政策』横浜：春風社。
- 間宮国夫  
1970「日本資本主義と経済団体—日清銀行設立計画をめぐって—」『社会科学討究』第15巻第3号、1970年3月、193-213頁。
- 波形昭一  
1972「日清銀行・満州銀行設立運動の展開過程—明治期に限定して—」『金融経済』第137号、1972年12月、25-65頁。

Beresford, Charles

1899 *The break-up of China: with an account of its present commerce, currency, waterways, armies, railways, politics and future prospects.* New York: Harper & Brothers.

E. W. Edwards,

1987 *British Diplomacy and Finance in China 1895–1914*, Oxford: Clarendon Press.

Otte, T. G.

2007 *The China question: great power rivalry and British Isolation 1894–1905.* New York: Oxford University.

Warner, Fred

1991 *Anglo-Japanese Financial Relations: A Golden Tide.* Oxford: Basil Blackwell.

Wilgus, Mary H.

1987 *Sir Claude MacDonald, the Open Door, and British informal empire in China 1895–1900.* New York: Garland Pub.

Young, L. K.

1970 *British Policy in China 1895–1902.* Oxford: Clarendon Press.